

山梨県公報

第二千五百三十六号

平成二十七年

八月二十日

木曜日

目次

告示

○やまなし企業子宝率調査の実施……………五六九

公告

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知(三件)……………五六九

○一般競争入札について(二件)……………五七二

告示

山梨県告示第二百七十五号

やまなし企業子宝率調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(平成二十七年山梨県条例第五十号)第三条第二項の規定により、告示する。
平成二十七年八月二十日

山梨県知事 後藤 斎

一 調査の名称

やまなし企業子宝率調査

二 調査の目的

子育てしながら働きやすい職場づくりを進める企業について、企業子宝率を用いて調査を行い、企業子宝率が高く、その取組が他のモデルとなる企業について広く周知することにより、県内企業の子育て支援等の促進を図ることを目的とする。

三 報告を求める事項

- 1 従業員の年齢並びにその子供の数及び年齢
- 2 子育てしやすい職場づくりに向けた取組内容

四 基準となる期日

平成二十七年七月三十一日を調査基準日とする。

五 報告を求める者

1 調査地域

- 2 調査対象
山梨県全域
県内の十人以上の常用労働者を雇用する企業の中から無作為に抽出した約千社
報告を求めるために用いる方法
自計式調査とし、調査票の配付及び回収は、郵送により行う。
- 七 報告を求める期間
平成二十七年八月二十日から同年九月三十日までを調査期間とする。

公告

●指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十七年八月二十日

山梨県知事 後藤 斎

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一五三〇	天野辰吉、天野七郎司
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一七七八	長田房一
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三二一(次の図に示す部分に限る。)	月村勝宏
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三六八	太平洋住宅株式会社
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三六九	天野茂矩
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三八〇	館信勝
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三八一、二一九七の一七七九	天野良吉

南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の五八一	長田正雄
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の五九七	天野次郎

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十七年七月十七日農林水産省告示第千八百二十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡小菅村字コヤケ五六八	守重郁夫

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十七年七月十七日農林水産省告示第千八百二十九号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市芦川町新井原字沢妻一九二六の二	今井一男、飯高清重、市川雄司、立澤正清
笛吹市芦川町新井原字沢妻一九二六の四	今井一男、飯高清重、市川雄司、立澤正清、丸山茂春
笛吹市芦川町中芦川字入沢一二六六の二	瀧沢作平
笛吹市芦川町中芦川字入沢一二七五、一二七九、一三〇四の二	芦澤幸江
笛吹市芦川町中芦川字入沢一二九二	芦沢一寶

笛吹市芦川町中芦川字入沢一三二一	芦澤誠忠
笛吹市芦川町中芦川字入沢一三四四から一三四七まで	小林安正
笛吹市芦川町鷺宿字カラサワ二四八〇の四	株式会社東京エンジニア
笛吹市芦川町鷺宿字カラサワ二四八〇の七	桜木ビルディング株式会社
笛吹市芦川町鷺宿字カラサワ二四八〇の八、字柳沢二四七六の三八	鳥海尊壽
笛吹市芦川町鷺宿字深川一八一四、字霧ノ気入二四八一の二五	有限会社三和地産
笛吹市芦川町鷺宿字深川一八六一	宮川角治
笛吹市芦川町鷺宿字深川一八六七	立澤秀野
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三〇、一九六四の三二、字柳沢二四七六の七、二四七六の八	佐藤恵子
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三三、字カラサワ二四八〇の五、字柳沢二四七六の一四、二四七六の三一、二四七六の四三	立澤十一、立澤正次、宮川仁利、宮川剛造、宮川照造、宮川伝二郎、宮川元治、宮川清昭
笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の二一、二四八一の二八	宮川清昭
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三六	大勝輝一
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三八	宮川和也
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の三九	石毛春貴

笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の四一	宮川今朝春
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の四五、一九六四の四六	羽田順吉、羽田富士恵
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の四七、一九六四の四八	宮川勝也
笛吹市芦川町鷺宿字深川一九六四の五〇	宮川久一
笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の一四、二四八一の六	古殿周一
笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の一七	小田正規
笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の二二	大塚常佳
笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の二四	宮川喜重
笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の七	大勝輝一
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の一〇、二四七六の一七	野尻いちよ
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の一八	宮川文作
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の二一	宮川孝文
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の二五	宮川福太郎
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の二七	末續大助、末續芳雅、末續隆子
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の三二	宮川文次郎
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の三四	立沢重友

笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の四〇、字霧ノ気入二四八一の一九	大勝忠義
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の五〇	永昌貿易株式会社、木戸正
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の五一	宮川孝平
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の五二	島藤建設株式会社
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の五四	渡辺和三
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の五九	和信産業株式会社
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の六〇	寺崎優
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の六二	株式会社ハッピーライフ
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の六四	河野きよ子
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の六七	佐野タミ
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の六九	尾沢廣祐
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の七一	吉田健一
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の七三	岡本亜希子、岡本文子
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の七五	五十嵐清二
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の七六	新井国光
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の七七	穴水要司
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の八〇	内堀ひろ子
笛吹市芦川町中芦川字入沢一二八八の二	渡邊晃一

笛吹市芦川町鷺宿字霧ノ気入二四八一の二二六	宮川藤良
笛吹市芦川町鷺宿字柳沢二四七六の五六、二四七六の五七	小野田稔

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十七年七月十七日農林水産省告示第千八百二十六号

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年八月二十日

山梨県工業技術センター所長 藤 本 勝 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 名称 複合環境振動試験機

- (二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 平成二十八年二月二十九日(月)

4 納入場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター

二 事務を担当する所屬 山梨県工業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれかにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、所長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十七年八月二十日(木)から同年九月四日(金)まで(山梨県の休日を含める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

1 契約条項を示す場所等 平成二十七年八月二十日(木)から同年九月三日(木)まで(県の休日を除く。)、一の4に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、平成二十七年九月三日(水)午後一時三十分から山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室において入札説明会を開催する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十七年九月三日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、一の4に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十七年九月二十九日(火)午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四番地 山梨県工業技術センター研究管理棟三階研修室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に關して不正の行為があつたとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第八八條の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によつて必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第二百二十七條第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他
1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九條の二の規定に該当する者は、これを免除する。

除する。

- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問い合わせ先 山梨県工業技術センター(電話〇五五―二四三―六一一)

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured:
Temperature Humidity Vibration Test System 1 unit
- 2 Date and time for tender:
1:30PM September 29, 2015
- 3 Bureau in charge:
General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Industrial Technology Center,
2094 Otsu-machi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年八月二十日

山梨県富士工業技術センター所長 小 俣 芳 久

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする物品等の名称及び数量
(一) 名称 疲労・耐久試験機
(二) 数量 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 平成二十八年二月十二日(金)
- 4 納入場所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号

山梨県富士工業技術センター

二 事務を担当する所属 山梨県富士工業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名

停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれかにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、所長の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に所長が定めるところにより明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十七年八月二十日(木)から同年九月二日(水)まで(山梨県の休日を含める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 平成二十七年八月二十日(木)から同年九月二日(水)まで(県の休日を除く。)、一の4に掲げる場所において一般の縦覧に供する。なお、平成二十七年九月二日(水)午後二時から山梨県富士工業技術センター管理棟

二階支援室において入札説明会を開催する。

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十七年九月二日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、一の4に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年九月三十日(水)午後二時

(二) 場所 山梨県富士吉田市下吉田六丁目十六番二号 山梨県富士工業技術センター

1 管理棟二階支援室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 問い合わせ先 山梨県富士工業技術センター(電話〇五五五―二二―二二〇〇)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Fatigue/Endurance Testing Machine 1 unit

2 Date and time for tender:

2:00PM September 30, 2015

3 Bureau in charge:

General Affairs Section, Yamanashi Prefectural Fuji Industrial Technology Center,

6-16-2 Shimoyoshida, Fujiyoshida-shi, Yamanashi-ken 403-0004 Japan TEL 0555-22-2100

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番